

特集：女性の健康—ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり—**<解説>****わが国の女性の健康政策の動向**

平田有美恵

厚生労働省健康・生活衛生局健康課 女性の健康推進室

Recent Trends in Women's Health Policy in Japan

HIRATA Yumie

Office for Women's Health Promotion, Health and Living Hygiene Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

抄録

本稿では、わが国における女性の健康政策の動向について、制度的背景、健康日本21（第三次）における位置づけ、普及啓発、研究事業や最近の動向等を中心に概説する。近年、女性の就業率の上昇やライフスタイルの多様化、少子高齢化の進展を背景として、女性の健康課題への包括的な対応が重要な政策課題となっている。このような状況を踏まえ、健康日本21（第三次）では新たに「女性の健康」が独立した項目として位置づけられ、ライフコースアプローチの観点から、若年女性のやせ、女性の飲酒、妊婦の喫煙、骨粗鬆症検診受診率の向上等について数値目標が設定された。あわせて、「女性の健康週間」の実施や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」による情報発信、スマート・ライフ・プロジェクトを通じた官民連携など、普及啓発の取組も強化され、厚生労働科学研究及びAMEDによる研究事業の推進に加え、地方自治体における相談支援体制の構築も進められている。また、令和6年には、国立成育医療研究センターに「女性の健康総合センター」が設置された。さらに、令和7年12月には、関係省庁が連携する「攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議」が設置され、性差に由来する健康課題への対応強化が議論された。女性が生涯を通じて健康で活躍できる社会の実現に向けては、ライフステージごとの健康課題に対応した切れ目のない支援と、多様な関係機関による連携の一層の推進が重要である。

キーワード：女性の健康、健康日本21（第三次）、ライフコースアプローチ、健康づくり

Abstract

This article provides an overview of recent developments in women's health policy in Japan, focusing on the institutional background, the positioning of women's health within Health Japan 21 (the third term), public awareness and health promotion initiatives, research programs, and other recent developments. In recent years, the increasing participation of women in the workforce, together with increasingly diverse lifestyles and an aging population coupled with declining birth rates, has made comprehensive responses to women's health issues an increasingly important policy priority.

Against this background, Health Japan 21 (the third term) established Women's Health as a new policy domain and set numerical targets based on a life-course approach, including reducing underweight among young women, alcohol consumption among women, and smoking during pregnancy, and increasing osteoporosis screening.

Public awareness has been promoted through initiatives such as Women's Health Week, the Women's

連絡先: 平田 有美恵

E-mail : hirata-yumie@mhlw.go.jp

[令和8年7月24日受理]

Health Promotion Office “Healthcare Lab”, and public-private partnerships under the Smart Life Project. Research supported by Health and Labour Sciences Research Grants and the Japan Agency for Medical Research and Development (AMED), together with the development of consultation and support systems by local governments has further strengthened national efforts.

In 2024, an Integrated Center for Women’s Health was established within the National Center for Child Health and Development. In December 2025, the Vice-Ministerial Meeting on Healthcare Related to Sex Differences for the Advancement of Proactive Preventive Medicine was launched to promote interministerial collaboration on health issues related to biological sex differences.

Achieving a society in which women can remain healthy and active throughout their lives requires seamless, life-stage-specific support and stronger collaboration among diverse stakeholders.

keywords: Women’s Health; Health Japan 21 (the third term); Life-Course Approach; Health Policy.

(accepted for publication, Jul 24, 2026)

I. はじめに

わが国の健康政策および社会政策において、女性の健康は重要な課題として位置づけられている。平均寿命の延伸や女性の就業率の上昇、家族形成や働き方の多様化といった社会構造の変化を背景として、女性の健康課題はより長期的かつ多様な様相を示しており、包括的な対応が求められている。女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場（家庭、地域、職域、学校）を通じて、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援することが重要である。

厚生労働省では、平成20年に「女性の健康週間」を創設し、国民運動として展開してきた。令和6年度からは、第5次国民健康づくり運動である、健康日本21（第三次）の基本指針で「女性」が新規に項目立てされるなど、近年、取組が一層進められている。また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）」にも、女性の健康を重視した施策が重点項目として組み込まれるなど、政府全体としても取組を推進している。我が国の「女性の健康」に関する政策の動向について、歴史的経緯や法制度の概要にも触れつつ解説する。

II. 国の施策動向

近年、少子高齢化など社会情勢が変化する中で、女性の活躍推進は不可欠な政策課題となっており重要な政策指針として「女性活躍・男女共同参画の重点方針」や「経済財政運営と改革の基本方針」など、政府の重要な政策文書にも示されるようになってきている。こうした動きと連動する形で、社会全体で取り組む必要のある重要な課題として、女性の健康支援に対する認識が高まり、多岐にわたる取組が進められている。このような背景のもと、令和6年10月には、国立成育医療研究センターに「女性の健康総合センター」が設置され、女性の健康政策における大きな転換点となる動きがあった。

III. 健康日本21（第三次）における取組

（健康日本21（第三次）と女性の健康）

健康増進法に基づき実施している国民健康づくり運動「健康日本21（第三次）」においても、女性の健康に関する動きがある。わが国では、平均寿命が延伸する一方で、高齢化や生活習慣の変化による疾病構造の変化が生じ、国民の健康づくりを社会全体で進めることの重要性が認識されるようになったことから、健康づくり対策を総合的・計画的に推進するため、昭和53年に第1次国民健康づくりを開始した。その後、累次にわたる国民健康づくり運動を展開し、健康診査の充実や、運動習慣の普及等を順次進めてきたところである。

令和6年度から、「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」を開始した。健康日本21（第三次）では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとして掲げ、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化していることを踏まえ、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進している。

また、健康寿命は着実に延伸してきたが、平成25年度から令和5年度まで実施した健康日本21（第二次）の最終評価において、健康に係る一部の個別指標が悪化していたことから、健康日本21（第三次）においては生活習慣を含む個人の行動と健康状態のさらなる改善を促すため、「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置いた。さらに、ライフコースアプローチを念頭に、個人へのアプローチを進めるとともに、個人を取り巻く社会環境の質の向上を図り、すべての国民が心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指している。

また、新たな視点として、個人の健康情報の見える化・利活用や、健康に関心の薄い人を含めて無理なく健康な行動をとれるような環境づくりの推進などを取り入れたが、こうした取組の一つとして女性の健康を追加した。女性の健康については、これまでの国民健康づくり運動の中で特に目出しがされておらず、性差に着目した取組が少ないことから、新規に項立てて明記することと

なった。

健康日本21(第三次)では、基本的な取組の方向を「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の質の向上」「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」としており、各領域において、具体的な項目を設定し、全51の数値目標を立てている。女性の健康については、人生の各段階における

健康課題の変化を意識したライフコースアプローチの観点から、若年女性のやせ、骨粗鬆症検診受診率、女性の飲酒、妊婦の喫煙を項目立てし、それぞれ具体的な数値目標を設定している。

(骨粗鬆症検診受診率の向上)

骨粗鬆症検診受診率の向上は、女性の健康への着目か

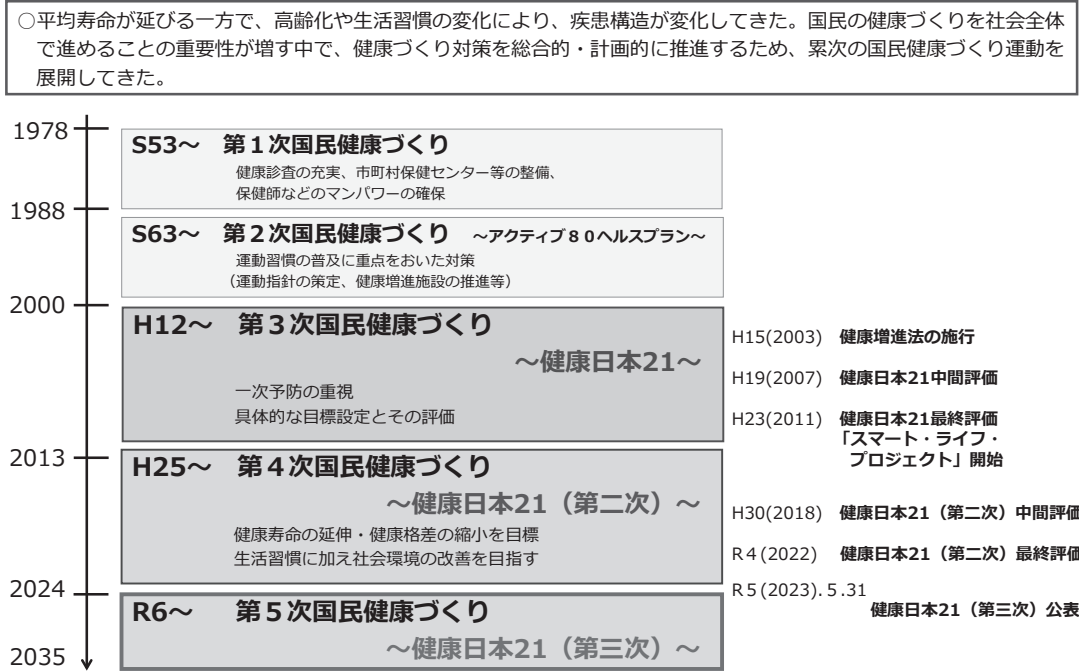


図1 我が国における健康づくり運動

健康寿命の延伸・健康格差の縮小		
健康寿命の延伸・健康格差の縮小		健康寿命、健康格差
個人の行動と健康状態の改善		
生活習慣の改善	栄養・食生活	適正体重を維持している者、肥満傾向児、バランスの良い食事、野菜・果物・食塩の摂取量
	身体活動・運動	歩数、運動習慣者、こどもの運動・スポーツ
	休養・睡眠	休養が取れている者、睡眠時間、週労働時間
	飲酒	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者、20歳未満の飲酒
	喫煙	喫煙率、20歳未満の喫煙、妊婦の喫煙
生活習慣病(NCDs)の発症予防/重症化予防	歯・口腔の健康	歯周病、よく噛んで食べることができる者、歯科検診受診率
	がん	年齢調整罹患率・死亡率、がん検診受診率
	循環器病	年齢調整死亡率、高血圧、脂質高値、メタボ該当者・予備群、特定健診・特定保健指導
	糖尿病	合併症(腎症)、治療継続者、コントロール不良者、有病者数
生活機能の維持・向上		COPD 死亡率
社会環境の質の向上		
社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上		ロコモティブシンドローム、骨粗鬆症検診受診率、心理的苦痛を感じている者
地域の人々とのつながり、社会活動、共食、メンタルヘルス対策に取り組む事業場		
自然に健康になれる環境づくり		食環境イニシアチブ、歩きたくなるまちづくり、望まない受動喫煙
誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備		スマート・ライフ・プロジェクト、健康経営、特定給食施設、産業保健サービス
ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり		
ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	こども	こどもの運動・スポーツ、肥満傾向児、20歳未満の飲酒・喫煙
	高齢者	低栄養傾向の高齢者、ロコモティブシンドローム、高齢者の社会活動
	女性	若年女性やせ、骨粗鬆症検診受診率、女性の飲酒、妊婦の喫煙

図2 健康日本21(第三次)の基本的な方向と領域・目標の概要

わが国の女性の健康政策の動向

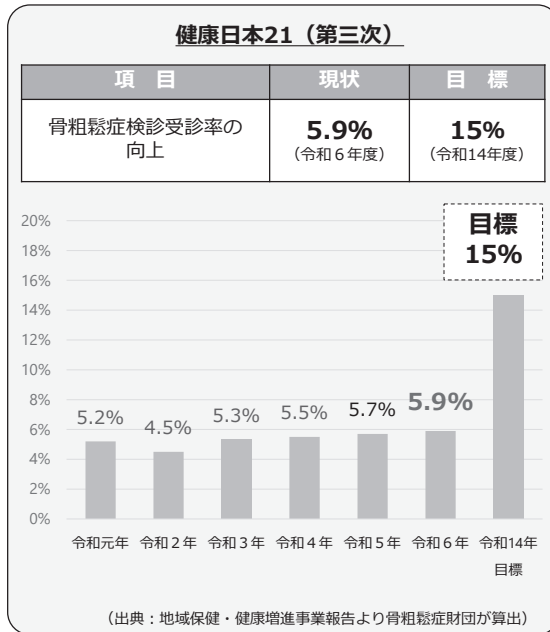
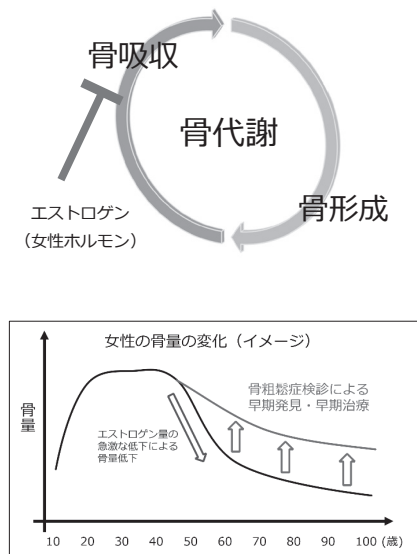


図3 健康日本21(第三次) 骨粗鬆症検診に関する目標

ら、健康日本 21（第三次）で新たに設定した目標の一つである。女性の骨量は、女性ホルモンが急激に低下することに伴い、閉経前後から著しく低下し、骨粗鬆症やそれに伴う骨折、移動の困難、生活の質の低下等が深刻な問題となる。わが国の健康寿命は順調に延伸してきた一方、介護が必要となる主な要因として、骨折・転倒、関節疾患などの運動器関連疾患が占める割合は大きく、骨折危険因子である骨粗鬆症の予防は重要課題であり、検診受診率向上へ向けた取組を進めていく必要がある。骨

粗鬆症検診は、健康増進法にもとづく健康増進事業の一つとして市町村で実施され、40、45、50、55、60、65、70歳の女性が対象となる。受診率は近年5%程度で推移しており、健康日本21（第三次）では、15%に引き上げることを目標としている。

IV. 普及啓発

(女性の健康推進室ヘルスケアラボ)

多くの女性が直面する月経の悩みや、妊娠・出産に関する疑問、様々な体調不良等に関して情報提供を実施。
(1か月あたりの訪問数約35万、PV数約70万)

[illegible]

図4 ホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」

女性の健康を支援していく上では、女性が自身の健康についての知識を得られる環境を整えることが重要である。このため、厚生労働省では、女性の健康に特化し、小児期から老年期までの生涯にわたる健康課題を幅広く取り扱う情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を運営している。同サイトでは、多くの女性が直面する月経に関する悩みや更年期の不調、女性特有の疾患など、さまざまな健康課題に関する情報を提供している。また、必要な方が速やかに医療機関を受診できるよう、セルフチェックツール等も掲載している。さらに、女性の健康づくりを支援する立場にある方々が、適切な知識を備えることも重要であり、このため同サイトにおいては、人事担当者、スポーツ関係者、養護教諭の方々などを対象としたe-ラーニング形式の学習コンテンツを作成・公表している。これらのコンテンツについては、教育機関や企業等における研修の場で、積極的に活用していただきたいと考えている。

（女性の健康週間）

女性の健康については、女性ホルモンの変化に伴い、人生の各段階において、心身の状況が劇的に変化するという特性を踏まえ、ライフステージ毎の健康課題に対応することが重要であり、厚生労働省では、平成20年に「女性の健康週間」を創設し、国民運動として展開してきた。加えて、第5次国民健康づくり運動として令和6年度から開始した健康日本21（第三次）の基本指針においても、新たに女性の健康の視点を取り入れ、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりとして「女性の健康」を新規に項目立てし、「骨粗鬆症検診受診率の向上」を新たに目標に設定するとともに、「女性の健康週間」の実施

を明記し、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図り、女性に特有の健康課題への取組を進めていくこととしている。これを踏まえ、厚生労働省では、国民運動として「女性の健康週間」に取り組み、国及び地方公共団体、関係団体等、社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を展開することで、女性が生涯にわたり、健康で明るく充実した日々を、自立して過ごすことを総合的に支援している。令和7年度は、特設コンテンツ「～令和7年度女性の健康週間～知ろう。支えよう。女性の健康～ライフステージに応じた切れ目ない女性の健康づくり～」を公開している。特設ページ内では、「女性の健康週間」をテーマに、更年期障害の基礎知識から、働く女性を支える職場環境づくりまでを取材しており、産婦人科医による専門的な解説のほか、国立成育医療研究センター女性の健康総合センター長、厚生労働省・経済産業省の担当者等へのインタビューを通じて、職場環境づくりまでを含めた、女性が長く健康でいるために役立つ情報を発信している。

（スマート・ライフ・プロジェクト）

多様な主体の参画を得ながら、それらの主体が健康づくりの手法や好事例を共有し合い、相互に連携しながら社会全体で取組を行うことは重要である。その方法の一つとして、厚生労働省は「スマート・ライフ・プロジェクト」という事業を実施しており、企業・団体・自治体等の優れた取組の表彰などを行っている。「健康寿命をのばそう！アワード（生活習慣病分野）」では、生活習慣病予防や健康増進のための優れた取組を実施している企業・団体・自治体を対象に、厚生労働大臣賞、スポー

女性の健康に関する知識の向上、および女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図り、「女性の健康週間」を通じて女性の健康づくりを国民運動とし、国、地方公共団体、関係団体等、社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を展開することで、女性が生涯を通じて、健康で明るく充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援している。厚生労働省では、例年「女性の健康週間」に合わせてイベント等を実施している。

令和6年度

- ・シンポジウムを開催 女性の健康を支える地域・社会の役割～誰一人取り残さない健康づくりの実現に向けて～
- ・先進的事例の紹介や各分野からゲストを招き、女性の健康を支える地域・社会の役割を議論

令和5年度

- ・女性の健康週間特設Webコンテンツ ～自分のからだ向き合う、適正体重の大切さ～
- ・厚生労働省ホームページ上コンテンツ 骨粗しょう症予防「骨活のすすめ」
- ・上記を通じて、やせ女性の健康問題の啓発や情報提供を行うとともに、推奨する生活習慣を提案

令和4年度

- ・女性の健康週間特設Webコンテンツ「大人の相談室～女性の更年期障害って？～」
- ・専門家や当事者による、更年期の基礎知識や体験談を動画収録
一性別を問わない全世代（の国民）へのメッセージを通じて、周囲の支援や理解についても普及啓発

令和3年度

- ・女性の健康週間特設ホームページ「みんなで知ろう。婦人科のこと」
- ・「生理痛」や「更年期障害」など、女性の健康課題に関する情報提供やセルフチェック、婦人科への受診勧奨を行う。
- ・家庭、職場などにおける支援や、男性の立場からの支援についても普及啓発



図5 女性の健康週間（3月1日～8日） 3月8日：国際女性デー（International Women's Day）

わが国の女性の健康政策の動向

スマート・ライフ・プロジェクトの取組の一環として今年の「女性の健康週間」の実施にあわせ、特設コンテンツ「～令和7年度女性の健康週間～ 知ろう。支えよう。女性の健康～ライフステージに応じた切れ目ない女性の健康づくり～」を2月27日(金)より公開しています。

特設ページ内では、「女性の健康週間」をテーマに、更年期障害の基礎知識から、働く女性を支える職場環境づくりまでを取材しています。産婦人科医・善方裕美先生による専門的な解説のほか、国立成育医療研究センター女性の健康総合センター 小宮センター長、厚生労働省・経済産業省の担当者へのインタビューを通じて、女性が生涯を通じて健康に働き続けるために役立つ情報をまとめています。

スマート・ライフ・プロジェクト
～令和7年度女性の健康週間～
知ろう。支えよう。女性の健康
ライフステージに応じた切れ目ない健康づくり

女性の健康週間スペシャルムービー公開中！

健康日本21アクション支援システム ～健康づくりサポートネット～
令和7年度 女性の健康週間特設ページ
<https://kennet.mhlw.go.jp/slp/event/womans.health2026/index?hash=womans.health2026>

図6 令和7年度 女性の健康週間（3月1日～8日） 3月8日：国際女性デー（International Women's Day）

ツッ長官賞、厚生労働省局長賞による表彰を行っている。第14回となる令和7年度は、103件の応募の中から、有識者による評価委員会で審査・選出された取組事例に対して表彰を行った。従来、「運動」「食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」を主要なテーマとしてきたが、令和7年度からは、「睡眠」とともに「女性の健康」が加わった。この事業では、参画団体同士の交流を通じ、健康づくりの好事例の共有と横展開を促進する取組も行っており、今後も多くの方々の参画を得てさらに活性化を図

ていきたいと考えている。

V. 研究事業の推進

厚生労働省では、科学的エビデンスの収集およびエビデンスに基づく正確な情報提供を重視しており、女性の健康支援に関する研究事業を施策の柱の一つとして位置づけている。これまで、わが国における女性の健康に関する取組は、主として疾病分野ごとに行われており、研

事業概要 ・ **健康増進法第17条及び第19条の2に基づき市町村が行う、①健康教育②健康相談③健康診査④訪問指導の事業に対して、都道府県が補助する事業及び指定都市が行う上記事業の国庫補助を行う。**
(補助金：負担割合【国1/3、都道府県1/3、市町村1/3】【国1/3、政令指定都市2/3】)

種 類 等		内 容
健康相談	重点健康相談	○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う。 (高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗鬆症、 女性の健康・病態別（肥満、心臓病等） ）
	総合健康相談	○対象者の心身の健康に関する一般的事項に関する指導、助言を行う。

（健康相談：女性の健康）

- (1) **目的**：健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。
- (2) **対象者**：当該市町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とする。ただし、健康相談の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。
- (3) **種類**：
 - ・実施方法：市町村は、選定した重点課題に関し、知識経験を有する医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を担当者として、健康に関する指導及び助言を行う。
実施に当たっては、市町村保健センター、健康増進センター、老人福祉センター、公民館等に気軽にかつ幅広く相談できる健康相談室等の窓口を設置する。
 - ・実施内容：女性専用外来や健診機関の案内、女性の健康づくりについて個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導
 - ・実施状況：平成26年度（18,394人）、平成27年度（19,728人）、平成28年度（19,859人）、平成29年度（21,795人）、平成30年度（18,390人）、令和元年度（18,916人）、令和2年度（12,547人）、令和3年度（13,010人）、令和4年度（16,149人）

図7 健康増進事業（健康相談：女性の健康）について

究においても、妊娠・出産や個別の疾病等に着目したものが中心であった。一方、女性の心身の状態は、女性ホルモンの分泌状態の変化により、人生の各段階において大きく変化するという特性がある。このような特性を踏まえ、社会的な側面も含めて女性の健康施策を総合的に展開していくためには、生涯にわたる女性の健康の全体像を捉える視点が不可欠である。こうした背景から、女性の健康課題を科学的に解明し、生涯にわたる包括的な支援に取り組むことを目的として、平成27年度に研究事業を開始した。政策的な課題の検討については、厚生労働科学研究における「女性の健康の包括的支援政策研究事業」として実施しており、病態解明や予防・治療法等に関する研究開発については、日本医療研究開発機構（AMED）において「女性の健康の包括的支援実用化研究事業」として取り組んでいる。

VI. 地方自治体における取組

（健康増進事業における女性の健康相談）

女性が健康相談を行う仕組みとして、健康増進法に基づき市町村が実施する健康相談があり、これらの健康相談のうち、都道府県が補助する事業および指定都市が実施する事業については、国庫補助の対象となっている。健康相談には、高血圧や脂質異常症、糖尿病等を扱う「重点健康相談」と、心身の健康に関する一般的な事項を取り扱う「総合健康相談」がある。このうち、重点健康相談において取り扱う内容の一つとして、女性の健康が位置づけられている。対象者は、当該市町村の区域内に居住する40歳から64歳までの方であり、知識や経験を有する専門職等が、女性専用外来や健診機関の案内に加え、

女性の健康づくりに関する相談や助言等を行っている。

（女性の健康に関する連携体制構築に係るモデル事業）

女性の健康については、男性とは異なる心身の変化が生じることを踏まえ、生涯にわたりライフステージ毎の特性に応じた支援が求められる。特に、近年の課題として、社会経済的な観点からも、働き盛りの時期に訪れる更年期症状、平均寿命の延伸に伴う老年期の長期化などに対応していく必要がある。これまで、自治体における相談、医療機関における診療等が行われてきたが、関係機関の役割分担や連携が必ずしも十分ではなく、このため、女性の健康支援に関する資源の可視化、女性の健康の相談支援を行う者を養成するための資材開発、適切な受診勧奨を含めた相談支援を行うスキームを検討してきた。

厚生労働省では、令和7年度より「女性の健康相談支援体制構築事業」を開始し、女性の健康総合センターや、自治体、医療関係団体、医療機関、薬局等と連携した女性の健康相談支援体制の構築に取り組んでいる。特に更年期女性の健康相談については、傾聴にとどまらず、症状に応じて適切に医療機関へつなぐことを重視し、女性が身近な場所で安心して相談でき、必要なときに適切な医療につながる体制を全国に広げていくことを目指している。令和7年度事業では、各自治体における女性の健康相談事業の現状把握と課題整理を行うために全都道府県・市区町村を対象にアンケート形式による実態調査を行い、各自治体の取組内容を詳細に把握するためにヒアリング調査を実施した。こうした調査をもとに、自治体が女性の健康相談支援を効果的かつ持続的に実施するために必要となるプロセスを体系的に整理した手引きの作

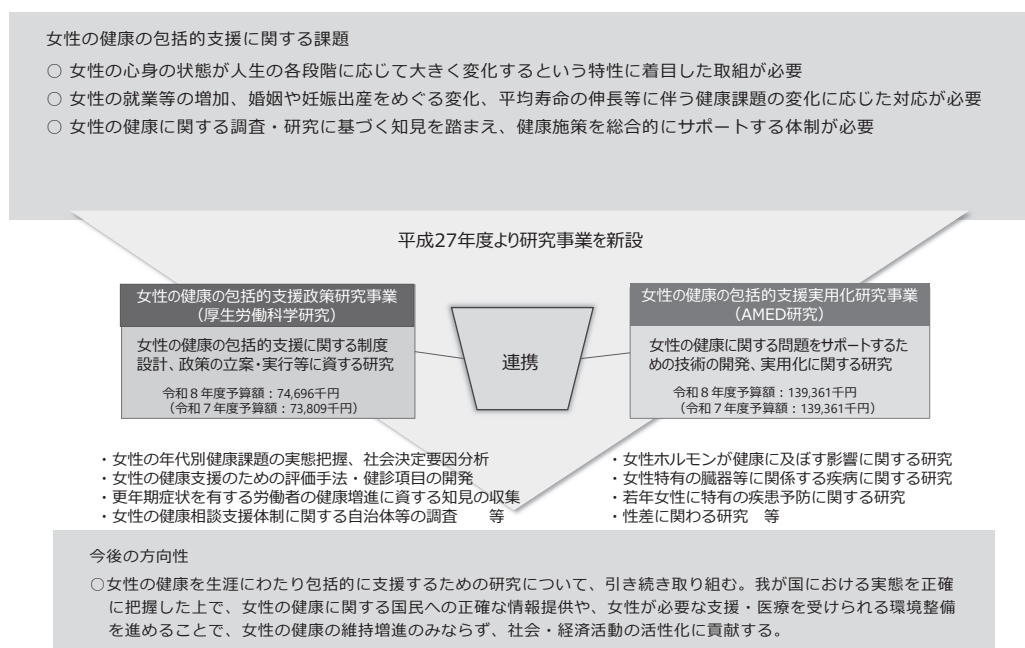


図8 女性の健康の包括的支援における研究事業について

成、自治体が女性の健康相談を実施する際に活用できる女性の健康支援に関する事例集の作成、相談業務を担う者向けの更年期世代の女性の健康支援に関する学習資料の作成を行っている。

あわせて令和8年度には、国立成育医療研究センターに設置された「女性の健康総合センター」と連携し、実際の地域における女性の健康相談支援体制の構築を各自治体で展開することを目的として、取組を実施している、又は実施を検討している自治体を対象に、事業の実施支援ならびに伴走支援・検証等を行っている。

多様な主体の参画が重要である。そうした様々な組織における健康づくりの施策や取組の担当者に向けて、支援対象者にそのまま渡せるパンフレットやチェックシートなどのツール、支援のポイントをまとめた解説書などを、健康課題別に作成し、自由に活用していただけるようサイト（健康日本21アクション支援システム～健康づくりサポートネット～ <https://kenet.mhlw.go.jp/home>）で公開している。女性の健康については、現在、飲酒や健診・検診に関する資料を掲載しており、今後も様々な課題に対応したツールを作成していく予定である。

VII. 様々な組織の健康づくり担当者へ向けた実用的なツールの提供

VIII. 攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議

健康づくりを進めるためには、自治体、企業、団体の

性差に由来する健康課題については、関係省庁が連携



<https://kenet.mhlw.go.jp/tools/>

図9 健康課題別ツールのご紹介

して対応を進める必要があることから、政府横断的な取組として、令和7年12月24日、性差に由来する健康課題等への対応を推進するために、「攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議」が設置された。当該副大臣等会議においては、健康寿命の延伸を図り、誰もが元気に活躍し、社会保障を支える担い手となれるよう、予防の取組や疾病の早期発見、適切な医療機関等への円滑な接続を含めた議論が行われ、性差に由来する健康課題に対応する医療の推進及び、ライフステージに応じた性差に由来する健康課題への対応を柱として、具体的な施策の方向性について令和8年5月25日にとりまとめられた。

具体的には、医療機関において、更年期に多様な症状を呈する女性について、他の内科系疾患等との鑑別を含めたスクリーニングが適切に行われるよう、関係学会の協力を得ながら、診療領域を横断した共通の考え方の整

理や、性差に由来する健康課題への対応を効果的に進めるための更年期世代の女性を適切に医療につなげる環境整備、「女性の健康総合センター」の機能強化等が議論された。

IX. おわりに

女性の健康については、幼少期から思春期、性成熟期、更年期、老年期と、女性ホルモンの分泌が大きく変動することに伴い、人生の各段階で様々な課題が生じる。その特性を踏まえ、生涯の変化を全体像として捉えながら、各ライフステージや課題に応じた施策が円滑に接続されるよう、切れ目のない支援を実現していくことが重要である。健康づくり施策の要は多様な主体の参画と連携にあり、関係機関が相互に連携し、健康日本21（第三次）の目標が達成できるよう取り組んでいきたい。